

事 務 連 絡
平成29年8月4日

各地方運輸局自動車交通部貨物課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

国土交通省自動車局貨物課

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手続等について

標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款（以下「標準運送約款等」という。）の一部改正に伴い、各事業者における手続について下記のとおり取りまとめましたので、参考に送付いたします。

これに基づき、事業者への指導方お願いします。

記

1. 改正告示後の標準運送約款等と同一の運送約款に変更する場合

- ・改正告示後の標準運送約款等を営業所に掲示する
- ・「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき、運賃及び料金の変更届出を行う

2. 現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、現在の運送約款に今回の標準運送約款等の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合

- ・改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う
- ・認可を受けた運送約款を営業所に掲示する
- ・運賃及び料金の変更届出を行う

なお、引き続き改正告示前の標準運送約款等を使用する場合は、改正告示前の標準運送約款等を使用することについて、認可申請を行うこととする。

また、現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、引き続き現在の運送約款を使用する場合は、手続は不要となる。

以 上